

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前10時00分 開会

○議長（林 健児君）

ただいまの出席議員数は12人です。定足数に達していますので、ただいまから令和3年12月大治町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番鈴木 満議員、2番鈴木康友議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

議会運営委員長から会期の報告を求めます。

○議会運営委員長（横井良隆君）

議長。

○議長（林 健児君）

議会運営委員長、どうぞ。

○議会運営委員長（横井良隆君）

11番横井良隆でございます。議会運営委員会は11月25日午前10時より開会し、令和3年12月定例会の日程を本日から12月17日までの18日間と決定いたしましたので御報告申し上げます。

○議長（林 健児君）

お諮りします。

議会運営委員長の報告どおり、会期は本日から12月17日までの18日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月17日までの18日間と決定しました。

日程第3、議案第38号、日程第4号、議案第39号を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長、お願いします。

○町長（村上昌生君）

議案第38号大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

大治町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和3年11月30日提出、大治町長。

この案を提出するのは、家庭的保育事業者等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。

議案第39号大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和3年11月30日提出、大治町長。

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに、特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。

○議長（林 健児君）

日程第5、議案第40号令和3年度大治町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

町長から提案理由を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長。

○町長（村上昌生君）

議案第40号令和3年度大治町一般会計補正予算（第5号）。

令和3年度大治町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3億2663万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億2608万4000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和3年11月30日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、18歳以下の子供がいる世帯に対し生

活の支援を行うため、子育て世帯への臨時特別給付金事業費として3億2663万4000円を計上するものでございます。

これらの財源として、国庫支出金及び繰入金を充てるものでございます。

○議長（林 健児君）

さらに詳細な説明を担当課長から求めます。

○子育て支援課長（古布真弓君）

議長。

○議長（林 健児君）

子育て支援課長、お願いします。

○子育て支援課長（古布真弓君）

それではまず概要から説明させていただきたいと思います。お手元に配付の資料をらんください。

○議長（林 健児君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時06分 休憩

午前10時06分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

子育て支援課長、どうぞ。

○子育て支援課長（古布真弓君）

それでは続けます。1、目的。新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して臨時特別給付措置として子育て世帯への臨時特別給付金を支給するものでございます。事業の実施主体は大治町です。支給対象者といたしましては、1つ目、令和3年9月分の児童手当受給者。2番目、15歳から18歳到達の年度末、いわゆる高校生となりますが、の児童の主たる生計維持者。3つ目に令和4年3月31日までに生まれた児童の児童手当受給者となる者。こちらについては所得要件として児童手当の範囲内となります。

支給金額につきましては、児童1人当たり5万円。給付金の支給の手続といたしましては、主な流れとなりますが、支給対象者①児童手当受給者になりますが、その方については申請不要となります。対象者に通知文を送付し、受給拒否の届け出がなければ手当受給口座へ振り込みいたします。支給対象者の②番と③番の方につきましては申請が必要となります。

スケジュールといたしまして、支給対象者①の方に対しては給付の案内を12月中旬に

発送予定をしております。給付の時期につきましては、12月下旬を予定しております。支給対象者②・③の方につきましては、大治町でこの給付金に対して要綱を制定いたします。その要綱制定の12月から受け付けを開始する予定としております。

その他といたしまして、広報、ホームページなどで周知していきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、補正の中の詳細について御説明させていただきます。

6ページ、7ページお願いいたします。歳入、国庫支出金、国庫補助金の子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金につきましては、給付事務に必要な費用の国庫補助でございます。その下、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金につきましては、給付金費用の国庫補助でございます。

○総務課長（佐藤友哉君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務課長。

○総務課長（佐藤友哉君）

続きまして、8ページ及び9ページごらんください。19款2項1目財政調整基金繰入金でございます。財政調整基金繰入金につきましては、今回の補正予算の財源といたしまして1,000円を繰り入れるものでございます。よろしくお願いいたします。以上です。

○子育て支援課長（古布真弓君）

議長。

○議長（林 健児君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（古布真弓君）

続きまして、10、11ページお願いいたします。新型コロナウイルス感染症対策事業費といたしまして、子育て世帯への臨時特別給付金事業費、時間外勤務手当につきましては、給付事務にかかる職員の時間外勤務手当として12月から3月までの4カ月間、月5時間5人分を見込むものでございます。

需用費の消耗品は、事務に必要なコピー用紙、トナーなど消耗品を購入するため計上するものでございます。印刷製本費は案内などを送付するための封筒を印刷するものでございます。郵送料は給付金の案内、振り込みの通知などを送付するための費用を計上するものでございます。振込手数料は、給付金の振り込みにかかる手数料4,000件分を見込むものでございます。振込組戻手数料は、振り込み不能の場合の再振り込みにかかる手数料10件を見込むものでございます。

続きまして委託料。子育て世帯への臨時特別給付事務委託料は、事業の実施に当たりシステム改修費を計上するものでございます。この費用につきましては、最大の費用を

計上させていただいており、システムの改修状況、内容、本町の事務の進行状況により契約内容を精査し、予算を執行していきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

最後です。子育て世帯への臨時給付金は国から示された算出基準を参考に、中学生までの児童5,180人、令和3年9月から令和4年3月までの出生児175人、高校生1,045人の6,400人分を見込むものでございます。以上よろしくお願いいたします。

○議長（林 健児君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

何点か質問をさせていただきたいと思います。まず概要ですが、①番の児童手当受給者はわかります。②番の15歳から18歳到達の年度末まで。これはその年齢の方は全員が対象になる。全員というか所得要件はありますが、所得要件を満たせば全員が対象になるのでしょうか。

あと、以前も同じようなことで質問をさせていただいたんですが、①番ですと児童手当受給者ですから申請不要なんですけど、②・③になると申請をしないといけないと。そうするとやっぱり受給漏れ等々が起こる可能性もあります。そこら辺どのようにやっていくのかと、対応していくのかということでございます。

あと、基金からの繰入金で1,000円でございます。これは事業費は1人当たり5万円でこれ全部国庫負担だと思いますので、事務費の関係で足りなくなったら基金を繰り入れていく、町で負担していくという趣旨の1,000円じゃないかなと思うんですが、そこら辺が足りなくなるのか。それを見込んでいるのか。以上、お願いいたします。

○子育て支援課長（古布真弓君）

議長。

○議長（林 健児君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（古布真弓君）

高校生の方につきましては、今のところわかっている範囲でございまして、所得等については基本的に余り考えてはなくて、親と同じ世帯にいて親に扶養されているということでしたら対象となります。対象外となってくるのは結婚してみえる方。その方については対象外となる予定でございまして。

あと②番と③番の高校生の方と出生の方の申請につきましては、出生の方につきましては今後出生される方については児童手当の申請とともにこちらの申請をしていただくことを予定しております。これまでに出生した方につきましては、こちらから個別に案内をさせていただきます。あと高校生の方につきましては、可能な範囲で個別に案内を出せるようなことを今ちょっと検討はしているところでございます。

あと3番目の一般会計の繰り入れなんです、国の補助金が事務費につきましては1,000円未満が切り捨てとなりますので、1,000円一般財源を見込むものでございますのでよろしくお願いたします。

○議長（林 健児君）

他に質疑はありませんか。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

申請者ですね、新たに生まれた方等々は出生届などを出されたときに説明はできますし、ただ15歳から18歳到達の年度末の方は周知の方法を考えるということですが、ということは所得要件とか何も考えないでとにかく15歳から18歳到達までの方、これは住民基本台帳を見ればわかるのでそれで案内を出していくというような考えなんですか。

○子育て支援課長（古布真弓君）

議長。

○議長（林 健児君）

子育て支援課長。

○子育て支援課長（古布真弓君）

対象になるかどうかわからないというところではございますが、対象者を年齢で抜き出しまして、その方全員に該当かするかどうかわからないけれども対象になる場合がありますのでということでお知らせをしていく予定をしております。

○議長（林 健児君）

他に質疑はありませんか。

○9番（吉原経夫君）

議長。

○議長（林 健児君）

9番吉原議員。

○9番（吉原経夫君）

今の答弁ですが基本的にそれで私もいいとは思いますが、ただ、住民基本台帳です

ね、個人情報の件もありますがそこら辺は大丈夫だということで提案されていると思うんですが、その確認をお願いいたします。大丈夫なら大丈夫と言ってもらえればいいんです。

○議長（林 健児君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時16分 休憩

午前10時17分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（林 健児君）

休憩前に引き続き会議を進めます。

他に質疑はありませんか。

○子育て支援課長（古布真弓君）

議長。

○議長（林 健児君）

子育て支援課長、一言お願いします。

[「個人情報だったら総務部長が担当なので」の声あり]

○総務部長（大西英樹君）

議長。

○議長（林 健児君）

総務部長、お願いします。

○総務部長（大西英樹君）

個人情報の見解につきましては、今回の給付につきましては児童手当に付随してくるような制度のものだということで国の通知が参っております。個人情報の取り扱いにつきましては各自治体の判断にはなりますが、今考えておりますのは国の示す児童手当の付随のもの制度だということで児童手当で把握している個人情報を活用してやっていきたいと考えております。以上です。

○議長（林 健児君）

他に質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第40号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第40号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

議案第40号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、議案第40号は可決されました。

日程第6、議案第41号から日程第9、議案第44号までを一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議長。

○議長（林 健児君）

町長、お願いします。

○町長（村上昌生君）

議案第41号令和3年度大治町一般会計補正予算（第6号）。

令和3年度大治町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億214万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億2822万8000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。

第3条、地方債の変更は、第3表地方債補正による。令和3年11月30日提出、大治町長。

今回の主な内容は、歳出におきましては、民生費において、障害福祉サービス費として2998万1000円、障害児通所支援給付費として6067万4000円、子ども医療費として2128万円増額し、衛生費において、保健センターの屋上防水改修工事として609万7000円、新

型コロナウイルスワクチン個別接種協力金として600万円、新型コロナウイルスワクチン接種事業費として1億7735万7000円計上し、土木費において、道路維持修繕工事として2500万円、河川改良工事として2800万円増額し、教育費において、公民館の情報通信機器整備工事として305万4000円、スポーツセンターの情報通信機器整備工事として1068万1000円計上するものでございます。

歳入におきましては、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金を1億1614万8000円計上し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を2033万1000円増額し、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金を6120万9000円計上し、前年度繰越金として3億9032万4000円増額し、臨時財政対策債として5727万9000円減額するものでございます。

今回の補正により生じた余剰一般財源3億884万8000円を財政調整基金に積み立てるものでございます。また、繰越明許費及び地方債の補正を行うものでございます。

議案第42号令和3年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度大治町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億305万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億7239万7000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和3年11月30日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳入におきましては、一般被保険者療養給付費として8432万1000円、一般被保険者高額療養費として3746万5000円、過年度の一般会計繰入金の返還金として7247万9000円を増額するものでございます。

これらの財源として、県交付金、繰越金等を充てるものでございます。

議案第43号令和3年度大治町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

令和3年度大治町の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ497万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億5746万5000円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ83万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1885万4000円とする。

第1条第2項、保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出

予算補正による。令和3年11月30日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、保険事業勘定におきましては、介護保険制度改正に伴うシステム改修事業の事業費補助金及び海部東部消防組合負担金の返納金を一般会計へ繰り出すため、一般会計繰出金として497万6000円を増額するものでございます。

これらの財源として、国庫支出金及び諸収入を充てるものでございます。

介護サービス事業勘定におきましては、会計年度任用職員増員のため会計年度任用職員報酬として18万8000円を増額、また、令和2年度決算により生じた剰余金を介護サービス事業準備基金剰余金積立金として64万2000円増額するものでございます。

これらの財源として、繰越金を充てるものでございます。

議案第44号大治町道路線の認定について。

道路法第8条の規定により大治町道路線を別紙のとおり認定するものとする。令和3年11月30日提出、大治町長。

この案を提出するのは、寄附採納に伴い路線を認定するためでございます。

○議長（林 健児君）

日程第10、請願第1号シルバー人材センターに対する支援を求める請願についてを議題とします。

この請願については、先にお手元に配付した請願文書表のとおりです。

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

請願第1号は、会議規則第92条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、請願に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（林 健児君）

起立全員です。したがって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

日程第11、議員派遣の件についてを議題とします。

本件については、お手元に配付しました表に基づき、1の内容については議員を派遣しましたので御報告申し上げます。

次に、2の内容については議員を派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（林 健児君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件についてはお手元に配付しましたとおり派遣することに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時29分 散会